

京都市深草墓園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 61 号

京都市深草墓園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市深草墓園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(納骨堂の使用許可の申請)

第1条 京都市深草墓園条例（以下「条例」という。）第5条の規定により納骨堂の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を条例第2条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 死亡者の住所、氏名、生年月日及び死亡年月日
- (3) 死亡者の申請者との続柄
- (4) 納骨の種別
- (5) その他指定管理者が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類（第5条第1項の規定による申請の場合は、第2号及び第3号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 火葬許可証若しくは改葬許可証又は分骨であることを証する書類
- (3) 祭祀を主宰する者であることを証する書類
- (4) その他指定管理者が必要と認める書類

第2条の見出しを「(納骨堂の使用の許可)」に改め、同条中「納骨の」を「前条第1項の規定による申請（以下「納骨堂使用許可の申請」という。）があった場合において、当該申請に係る使用の」に、「納骨許可書」を「使用許可書」に改める。

第3条第1項中「納骨の」を「納骨堂の使用の」に、「「納骨者」」を「「使用者」」に、「当該納骨者」を「当該使用者」に改め、同条第2項中「納骨者」を「使用者」に改め、「承継人」の右に「(以下「使用者等」という。）」を加え、同条第3項中「納骨許可書の書換えを行う」を「使用許可書を書き換えたうえ、これを届出者に交付する」に改める。

第4条の見出し中「納骨許可書」を「使用許可書」に改め、同条中「納骨者又は承継人

は、納骨許可書」を「使用者等は、使用許可書」に改める。

第5条の見出し中「引き取り等」を「引取り等」に改め、同条第1項前段中「第3条第1項」を「第3条第1項第1号」に、「納骨者又は承継人」を「使用者等」に、「短期納骨者等」を「短期使用者等」に、「第1条に規定する納骨許可の申請手続」を「納骨堂使用許可の申請」に改め、同項後段中「短期納骨者等」を「短期使用者等」に、「納骨許可書」を「使用許可書」に改め、同条第2項前段中「短期納骨者等」を「短期使用者等」に改め、同項後段中「納骨許可書」を「使用許可書」に改め、同条第3項中「短期納骨者等」を「短期使用者等」に、「に規定する」を「の」に、「引き取り」を「引取り」に、「納骨許可の申請手続」を「納骨堂使用許可の申請」に改める。

第6条の見出し中「納骨料」を「使用料」に改め、同条中「第6条第2項」を「第9条第2項」に改める。

第7条の見出し中「納骨料」を「使用料」に改め、同条中「第6条第3項」を「第11条」に、「納骨料」を「使用料」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(使用権の譲渡許可の申請)

第8条 条例第12条ただし書の規定により京都市深草墓園を使用する権利（以下「使用権」という。）の譲渡の許可を受けようとする使用者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 譲受人の住所及び氏名
- (3) 譲受人の申請者との続柄又は関係
- (4) 譲渡の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 譲渡の理由を明らかにした書類
- (2) 使用許可書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(使用権の譲渡の許可等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る使用権の譲渡を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

2 指定管理者は、前項の規定による許可に係る使用権の譲渡が行われたことを確認したときは、使用許可書を書き換えたうえ、これを使用権の譲渡を受けた者に交付する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進担当局長が定める。

別記様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の京都市深草墓園条例施行規則の規定により交付された納骨許可書は、この規則による改正後の京都市深草墓園条例施行規則の規定による使用許可書とみなす。

(保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課)